

## 第2章 予 防 計 画（共通編）



## 第1節 防災まちづくり計画

### ● 計画方針

災害時の住民の生命、身体及び財産の保護を図るため、安心して住める町を実現するための総合的な防災対策を推進し、災害に強いまちづくりの推進を図る。

## 第1 火災の予防計画【消防機関・総務課】

### 1. 出火防止

#### (1) 町の実施計画

##### ア 一般家庭に対する指導

町は、一般家庭内における出火を防止するため、自治会、自主防災組織等各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行う。また、防災訓練時においても同様の啓発指導を行う。

また、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が町内全ての住宅に設置されるよう普及促進に努めるとともに、防災製品の普及を推進する。

さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を指導する。

##### イ 防火対象物の防火管理体制の確立

町は、防火管理者設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者の設置を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と災害発生時の応急対策が効果的に行い得よう行政指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。

#### (2) 消防機関の実施計画

##### ア 予防立入検査の強化指導

長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、消防法第4条の規定による立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じた計画的な立入検査等を実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の万全を期する。

##### イ 危険物施設等の保安監督の指導

長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言及び指導を行うものとする。また、火災予防条例の規定による少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

##### ウ 化学薬品等の出火防止

長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的実施し、保管の適正化の指導を行う。

##### エ 消防同意書の活用

長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の進達時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法に規定する消防同意制度の効果的な運用を図

る。

## 2. 初期消火

- (1) 町及び消防機関は家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。
- (2) 町、消防機関及び県は、住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに自主防災組織の育成を指導する。

## 3. 延焼拡大の防止

### (1) 常備消防の強化

町は、消防力を災害時においても最大限活用するため、震災及び災害の態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、今後とも都市構造、災害態様の変化に応じた適正な消防力の強化を図っていく。

[資料1 消防機関が保有する資機材等の情報①②③]

### (2) 消防団の強化

消防団は、災害時に常備消防を補完して消火活動を行うとともに平常時は住民や自主防災組織に対して出火防止、初期消火等の指導を行っていく。

[資料1 消防機関が保有する資機材等の情報④⑤]

[資料7 関連条例⑬]

### (3) 消防水利の整備

町は、耐震性貯水槽等の整備や、自然水利の活用等の消防水利の計画的な整備を図る。

[資料1 消防機関が保有する資機材等の情報⑥]

### (4) ヘリコプターによる空中消火の検討

町及び長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会報告書（平成21年3月）」を基に、ヘリコプターの活用による空中消火についてあらかじめ検討しておく。

## 第2 防災空間の確保【まちづくり課】

### 1. 道路整備の推進

道路は災害時において、火災の延焼防止や避難、緊急輸送のルート等の機能を有している。

そのため、幹線道路や地域住民の円滑な避難を確保するための避難経路となる道路の整備を次とおり推進する。

- (1) 主要幹線道路の広幅員化の整備を進める。
- (2) 街路樹を設置し、落下危険物の緩衝や延焼遮断の効果を高める。

### 2. 公園、緑地の整備

平常時には身近な憩いの場となる公園、緑地は、防災拠点や避難場所等として災害時の活動拠点となる。このように多目的に活用できる公園、緑地等の整備を推進する。

また、これらの公園においては、耐震性貯水槽や備蓄倉庫など災害応急対策施設の整備を行うこと

により、防災機能の充実を図っていく。

### 3. 河川の整備

河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能を有しているため、河道の拡幅等、河川の改修を進めていく。

## 第3 市街地の整備【まちづくり課】

市街地の同時多発的な火災等への対応策として、木造密集市街地等の延焼拡大を防止するため、面整備事業等により防災上危険な市街地を解消し、併せて道路、公園等の都市基盤整備を図り、安全なまちづくりを進める。

## 第4 建築物等の安全性の確保【まちづくり課・教育課・福祉課】

### 1. 耐震改修促進計画

睦沢町耐震改修促進計画の目的は、町内の住宅および建築物の耐震化を促進することにより、町の防災性を高め、震災から町民の生命および財産を守るためである。

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）にもとづき、平成22年3月に策定した。計画期間は、平成22年度から27年度までの6年間で、対象区域は、睦沢町全域とする。

計画に位置づけられた建築物については、平成27年度までの耐震化率の目標を80パーセント、町立施設等については耐震化率100パーセントとする。また、長期的目標として、町立施設、民間建築物を問わず耐震化率100パーセントを目指すものとする。なお、「地震発生時に通行を確保すべき道路」として、3路線を指定し、沿道の特定建築物については重点的に耐震化の促進を図る。

#### (1) 既存建築物の耐震性の向上

町は県と協力し、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の開設、所有者向けの啓発事業等々の体制や環境の整備を図る施策を推進すると共に、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）及び同法に基づく「睦沢町耐震改修促進計画」に沿い、緊急性の高い施設の所有者に対して、耐震改修等の実施に向けた指導に努める。

また、それらの建築物に関しては、情報の共有化を図るためのデータベースを整備し、耐震改修等の進捗管理に努める。

町における緊急性の高い施設とは、以下の既存建築物とする。

ア 用途や規模等の特性によって設定する建築物

(ア) 被災時にその機能確保が求められる建築物

- a 各避難施設
- b 睦沢診療所
- c 町役場
- d ライフライン管理施設等

(イ) 高齢者、身体障害者等災害時要援護者が利用する建築物

a 睦沢園

b 町立睦沢こども園

(ウ) 多数の者が利用する一定規模以上の建築物

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で定める特定建築物

a 睦沢町立中央公民館

b むつざわ福祉交流センター

イ 県及び町が震災時の避難、救援復旧活動等に使用する道路等として定めた以下の沿道区域内に在する建築物

(ア) 千葉県地域防災計画及び本計画に基づく緊急輸送路の沿道区域

主要地方道茂原夷隅線の沿道

(イ) 自然水利に面する道路の沿道区域

県道大多喜一宮線の沿道

(2) ブロック塀の安全化、落下防止対策

ア ブロック塀等の安全対策

(ア) 「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要領」（昭和58年9月制定）に基づき、町は必要に応じブロック塀等の倒壊防止を指導する。

(イ) 小学校の通学路等に面したブロック塀等を対象に、点検パトロールを実施し、危険なものには改善指導を徹底する。

(ウ) 関係団体等と連携して、「自動販売機据付基準」の周知等を行い自動販売機の転倒防止を指導し、危険なものには改善指導を徹底する。

イ 落下物防止対策

「千葉県落下物防止指導指針」（平成2年11月制定）に基づき、建築物からの窓ガラス、看板等の落下防止措置等の知識の普及を図る。また、避難路に面する3階以上の既存建築物を対象に、窓ガラス等の落下による危険性のあるものについては、改修や補修の指導を徹底する。

ウ 家具・大型家電の転倒防止

家具・大型家電の転倒による被害を未然に防ぐため、ホームページ、広報むつざわ及び町民対象の各種イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性の啓発を図る。

(3) 建築防災体制の整備と安全対策の啓発

民間の建築関係団体との連携を図り、建築物の所有者や管理者向けの耐震相談窓口の開設、耐震相談会・講習会の開催、パンフレットの配布等により、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

## 2. 文化財及び文化施設各建築物の安全性の確保

(1) 町及び文化財所有者は現況を正確に把握し、災害に対する予防対策を実施する。

ア 建築物は、老朽化や腐朽、破損度合いの大きい順に耐震補強、解体修理等を実施する。

イ 建造物、美術工芸品ともに防災施設整備事業を推進する。

ウ 美術工芸品は耐震保有施設の設置等を推進する。

エ 文化財の所有者または管理団体に対する防災措置等の指導を行う。

## 第5 ライフライン等の防災対策

電力、電話、上水道、ガス等のライフライン施設は、災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。従って、これらの施設について、災害発生後直ちに機能回復を図るとともに、事前に予防措置を講じることが重要である。このため、施設ごとに防災性を考慮した設計指針に基づき、耐震性、耐水性、耐風性の強化及び代替性の確保、系統多重化等、被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を講じる。

### 1. 電力施設の防災化【東京電力㈱ 千葉支店】

#### (1) 現況

##### ア 変電設備

最近の標準設計では、機器の耐震設計は水平加速度 0.3~0.5G、機器基礎の耐震設計は水平加速度 0.2Gを下限値とし、地域別・地盤別・構造種別・重要度別の各係数により補正している。

建物については、建築基準法による耐震設計を行っている。

##### イ 送電設備

(ア) 軟弱地盤や活断層付近に支持物を布設する場合には、その地盤に適切な対策を実施している。

また、地中送電設備では154KV以上のケーブルヘッドについては、水平加速度0.3G、共震正弦3波に耐えるよう耐震設計を行っている。

(イ) 洪水対策としては、最高潮位 A.P（荒川工事基準面）+5.0mを目途として重要性及び有効度等を考慮して、重点的に諸対策を実施している。

(ウ) 風害対策として、支持物及び電線の強度は、風速40/s（地上15m）を基準にし、風速の上空増を考慮した風圧に耐え得るよう設計している。倒木等による事故を防止するため、平常時から風害発生のおそれのある樹木の伐採に努めるが、特に、伐採不十分の箇所は警戒を厳重にし、状況により緊急伐採等の必要対策を講ずる。

電線路に接近して倒壊し易い工作物（例えばテレビアンテナ等）を設置しないよう、平常時からPRして一般の協力を求めるが、やむを得ない場合は、倒壊することがないように、施設の強化を依頼する。

##### ウ 配電設備

(ア) A.P+4m以上の浸水に対して重要負荷に送電する架空配電線は、水面上の高さが充分とれるよう考慮して実施している。

(イ) 電柱及び電線の強度は、風速40m/sの風速に耐え得るよう設計し、その他については送電設備に準じている。

(ウ) 震度6（水平最大加速度0.3G）の地震に対し、おおむね送電可能な施設としている。

##### エ 通信設備

水平加速度0.5Gに耐えるよう機器を施設している。

#### (2) 風水害予防計画目標

ア 各河川の流域を特定区域とし、浸水災害を想定する。特定区域外も四囲の状況から浸水災害を想定する。

イ 風圧力は建築基準法による。

送電、配電、通信の各設備に対する風圧荷重は、電力設備技術基準の各該当項目による。なお、

変電設備の屋外鉄構については風速 40m/s としている。

(3) 防災事業計画

ア 送電設備

低地区に新設する架空送電線については、地表上の高さを十分確保するよう努める。

イ 変電設備

既往の浸水実績を考慮して浸水に対処する。

ウ 配電設備

A. P+ 4 m以上の浸水に対して重要負荷に送電する架空配電線は、水面上の高さが充分とれるよう電柱の高さを定めて建柱する。

(4) 保守・点検

電気工作物を常に法令で定める技術基準に適合するよう保持し、事故の未然防止を図るために、定期的に電気工作物の巡視点検並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見及び改修に努める。

## 2. 通信施設の防災化【東日本電信電話(株)及び(株)NTT ドコモ千葉支店】

(1) 建物設備

ア 建築基準法に基づく耐震設計を行っている。耐震設計目標は、震度 6（弱、強）に対して軽微な損傷、震度 7 に対しては倒壊を避けることとしている。

イ 洪水による局舎及び局内通信設備の浸水被害予防のため、局舎浸水防止措置を計画的に実施する。

(2) 局外設備

ア マンホール、ハンドホール及び埋設管路から構成されており、管路の接続には、離脱防止継ぎ手等を使用して耐震性を高める。

イ 水害防止対策としては、過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため設備の 2 ルート化及び地下化を推進する。

(3) 局内設備

ア 交換機等の耐震性を高めるとともに、通信設備の周辺機器について転倒防止策の実施を進める。

イ 風害時の停電による通信機器用電源の確保対策を計画的に推進する。このため、予備エンジンの整備、小局の可搬型電源の配備の重点的实施と移動電源車の配備を実施する。

(4) その他

震度 4 以上の地震が発生した場合には、設備点検を実施する。

## 3. 上水道施設の防災対策【長生郡市広域市町村圏組合水道部】

(1) 施設の耐震性の整備

緊急かつ重要な上水道施設の耐震性の向上を図ることにより、地震発生に伴う被害を最小限にとどめ「災害に強い施設づくり」「早期復旧が可能な施設づくり」の実現を図る。

ア 配水管

都市機能に与える影響の大きな管路や地盤条件の不良な地区の管路に耐震継手管を使用し、被害発生率の高い石綿セメント管の布設替えや、新設管の布設を行う。

イ 計画一日最大給水量の 12 時間分の水を確保するための配水池や、水源確保のための深井戸等、

バックアップ施設の整備を推進する。

(2) 図面等の整備

災害時における応急復旧、応急給水活動を迅速かつ確実に行うには被害場所、断水地区、被害状況等を的確に把握することが肝要である。

このため、図面等の整備については、震災対策支援として管路情報システムの充実を図る。

(3) 広報活動

平常時から地震発生後に当部が実施する応急対策の諸活動や、住民が自ら行う飲料水確保の方法等について、正しい知識の普及を図る。

(4) 研修及び訓練の充実

警戒宣言発令時及び地震発生後の応急対策活動を円滑に実施するため、必要な事前の研修及び訓練を実施する。

(5) 資機材の整備充実

災害時は、平常時には予想のできない混乱による物資の入手難が予想される。このため、災害に際し実施する応急対策を円滑に実施するために必要な資機材を点検し、整備充実を図る。

#### 4. ガス施設の耐震化【長南町ガス課】

設備、施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並びに建築学会、土木学会の諸基準及び日本ガス協会基準に基づいている。

各施設の安全化のための対策は、次のとおりである。

(1) 製造施設

ア 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保する。

イ 緊急遮断弁、防消火設備、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図る。

(2) 供給施設

ア 新設設備は、ガス事業法「ガス工作物の技術上の基準」等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既存設備は、必要に応じて補強等を行っている。

(ア) ガスホルダーやガス導管の設計は、地震力を考慮して設計しているほか、安全装置、遮断装置、離隔距離等を考慮して設置している。

(イ) ガス導管材料は高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手・構造等を採用し、耐震性の向上に努めている。

特に、低圧導管においては、地盤変位を吸収し、地震による損傷を最小限に食い止めるポリエチレン管（PE管）を採用している。

イ 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置による緊急遮断、導管等のブロック化、放散塔による中圧導管の緊急減圧措置を行う。

(ア) 導管網のブロック化

震災時に被災地区への供給確保及び早期復旧を進めるため、供給区域をブロック化している。

ウ 放散塔の設置

地震時のガスによる二次災害を防止するため、中圧導管の管内ガスを安全に空中放散する必要があることから、工場、整圧所、幹線ステーション等に放散塔を設置している。

（3）通信施設

ループ化された固定無線回線の整備及び可搬型無線回線の整備を行っている。なお、固定局のアンテナ類は耐震設計がなされている。

（4）その他の安全設備

二次災害を防止するため、200ガル以上の地震時にガスを遮断する安全システム（マイコンメーター）の設置の普及促進に努めている。

## 第6 道路施設の安全化【まちづくり課】

道路及び橋梁等の公共施設は、住民の日常生活及び社会活動、経済活動に欠くことのできないものであると同時に、災害時には応急対策、災害復旧の根幹となるものである。従って、これら公共施設の災害予防措置として施設ごとに耐震性を備えた設計指針を考慮し、防災性の強化及び災害発生の被害軽減のための諸施策を実施していく。

### 1. 現況

町内には、主要地方道茂原夷隅線、県道大多喜一宮線、県道南総一宮線、県道夷隅瑞沢線の4本の幹線道路が縦横断し、これらの道路は、災害時において緊急輸送等の重要な役割を果たすこととなる。

### 2. 耐震性の向上

道路施設の耐震性の向上を図るため、以下の対策を行う。

（1）道路防災点検調査の実施

道路、橋梁、盛土、擁壁の状況や土砂崩れ等の危険箇所を平常時に点検調査する。

（2）安全化対策の実施

道路防災点検調査の結果、危険と判定された箇所においては、速やかに安全化対策を行う。

（3）橋梁の耐震対策の実施

今後、改修、新設する橋梁等については、改訂された道路橋示方書（平成24年3月）に基づき耐震対策を実施する。

（4）傾斜地等の防災対策の実施

法面保護等の防災対策を実施する。

## 第7 地盤の液状化対策【まちづくり課】

地震による液状化現象は、大量の噴砂や沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波等により、多くの建物や道路、上下水道等のライフラインに被害が生じることあるため、液状化対策を推進していく。

### 1. 液状化対策の推進

地盤の改良や施設の耐震化の推進など、液状化しにくい、又は液状化に強い施設づくりを推進するとともに、住民に対する液状化に関する知識の普及に努める。

さらに、液状化現象により、ライフライン施設の被害が発生した際の迅速な応急復旧のための体制整備に努める。

## 2. ライフライン施設、公共施設の液状化対策

### (1) 上水道施設

地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

また、地盤の液状化による铸铁管の抜け出し等の防止策として、管路の新設及び更新において、耐震継手を導入していく。

### (2) 下水道施設

地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

### (3) 道路橋梁

橋台や橋脚周辺の地盤の液状化が予想される橋梁については、液状化が予想される地盤の改良や固い支持地盤まで支持杭を打ち込むなどの方法を講じて落橋や倒壊を防ぐ。

### (4) 河川

地表面標高の低い地域では、地震により地盤が沈下するなど、通常の水位でも浸水するおそれがあるため、堤防や護岸等の整備にあたっては液状化対策など耐震対策を考慮して実施する。

## 3. 液状化対策の広報・周知

### (1) 液状化現象に関する知識及び液状化しやすさマップや揺れやすさマップの広報・周知

千葉県が平成23年度に行った液状化調査により判明した液状化発生原因や発生メカニズム、液状化被害が発生した地域特性について、揺れ（震度）によって液状化しやすい地域を示した「液状化しやすさマップ」や「揺れやすさマップ」を住民に広報・周知する。

また、住民の液状化対策を推進するため、液状化の原因や対策を考えるのに重要な情報となる地盤情報を収集・公表する。

[資料8 ハザードマップ等②③]

### (2) 住宅の液状化対策工法の広報・周知

「液状化しやすさマップ」を参考に、液状化発生のリスクがある地域の住宅建築前においては、十分なボーリング等の地盤調査を実施し、液状化発生を抑止する基礎の強化や表層地盤改良などの液状化対策工法を選定して行うよう広報、啓発する。既存住宅においても、液状化対策工法の最新の研究成果や施工例の情報を収集して広報する。

また、町は、液状化の危険性を周知するハザードマップを作成する。

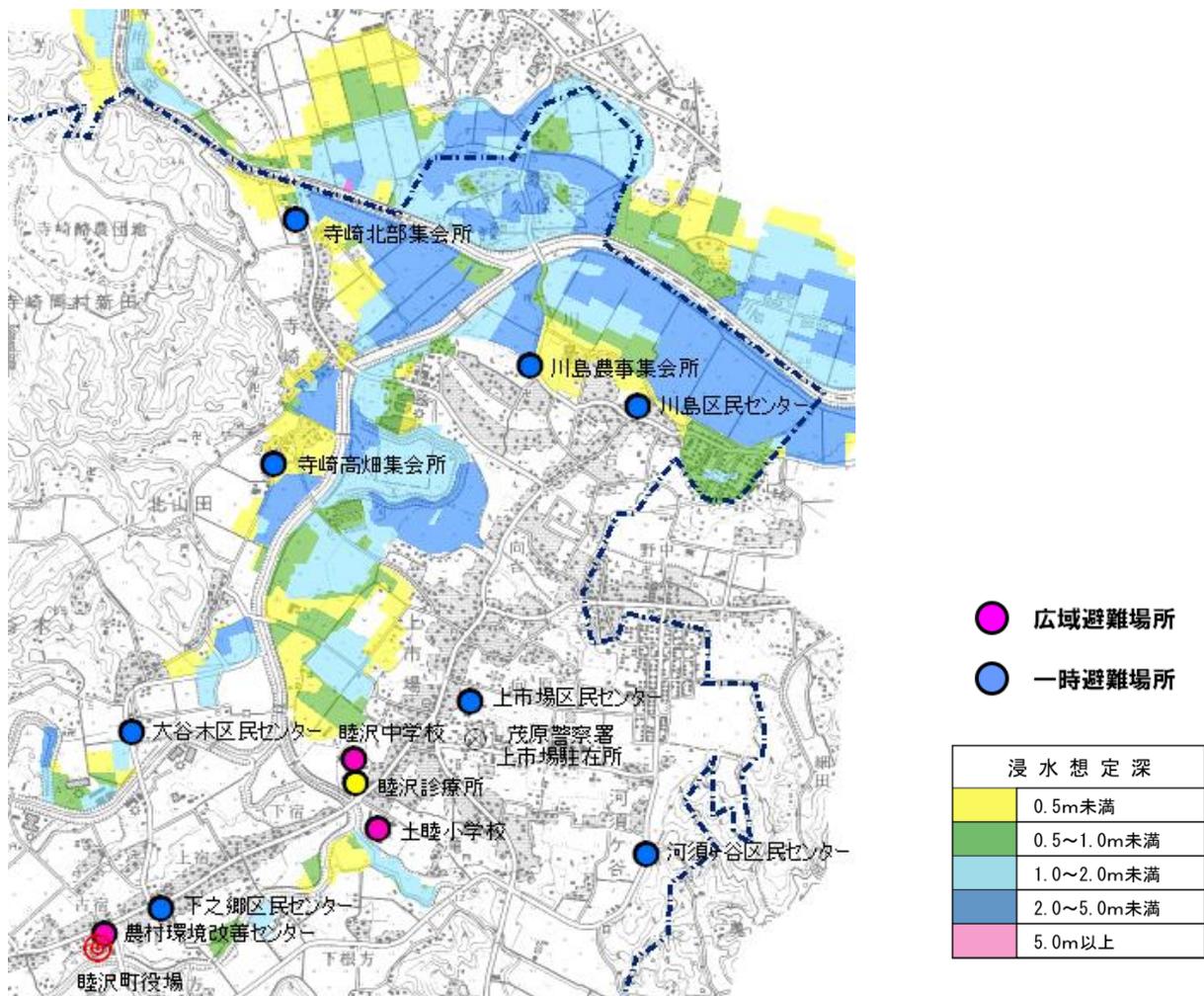
## 第8 気象災害予防計画

### 1. 水害危険区域の調査

#### (1) 浸水予想区域

水防法の規定により一宮川及び瑞沢川が浸水予想区域として指定されている。

■ 浸水予想区域



■ 浸水予想区域の危険度判定基準（県管理の一、二級河川、湖沼等）

過去に降雨による浸水により住宅区域に被害が発生したことがあり、その危険性が現在においても解消されていない河川流域で、家屋浸水（床下・床上）の被害が予想される河川。

なお、降雨の規模は時間最大 50mm/h 程度とする。

(2) 県管理河川等重要水防区域

県管理河川の重要水防区域に指定されている町内の河川区域は、次表のとおりである。

■ 重要水防区域

級種別	河川名	危険箇所地先名
二級	一宮川	睦沢町寺崎～松潟堰
二級	瑞沢川	睦沢町寺崎～上市場

### （3）地盤沈下による危険区域

埴生川や瑞沢川の流域に広がる沖積低地は、累積沈下量 200mm 若しくは平均満潮面以下の区域として内水による危険区域と決定されており、毎年の水準測量調査結果により見直すこととなっている。

### （4）浸水予想区域の周知

町は、水害の危険性を正しく認識してもらうために、各種ハザードマップや広報むつざわ等により、一般住民に対し浸水予想区域や避難所等の周知に努めるものとする。

[資料8 ハザードマップ①]

## 2. 河川施設の安全化

河川施設の破堤による被害は、宅地や工場用地、農地等に浸水被害をもたらす要因である。特に本町は、一宮川と瑞沢川との合流点となっているため、台風期の浸水被害が多い。

河川改修工事が逐次行われているが、宅地開発等の環境変化に伴い、被害が増大する傾向にある。

### （1）施設点検、耐震性の強化

国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努める。

また、橋梁・閘門（こうもん）・水門等の河川構造物についても検討を行い耐震補強に努める。

### （2）洪水防御

県が行う一宮川の改良工事の概要は、以下のとおりである。

ア 一宮川の沿川地域を洪水から防御するために、河道については、築堤や堀削を行い、河積を増大させるとともに、護岸等を施工する。

イ 一宮川と主要支川に調節地を建設して、洪水調整を行う。

ウ 流域の著しい都市化の進展に対応するために、本来流域が持つ保水・遊水機能を適切に確保する等の対策を推進する。

### （3）防災体制等の整備

河川情報等のテレメーターシステムを整備し、災害発生時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行うとともに、地震発生後に予想される河川区域使用の要請について基本的な対応方針を定めておく。

## 3. ため池災害予防対策

ため池は、営農の推移とともに築造され、関係農業従事者の努力により維持され現在に至っているが、中には堤体、余水吐あるいは取水施設の損朽が甚だしいものもある。大規模災害によりこれらが決壊した場合、下流の農地のみならず人家、公共施設等に甚大な被害を与え、時には人命までも奪うおそれがあるので、補強工事を実施し被害の発生を未然に防止する。

## 4. 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

町は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、以下について普及啓発を図る。

### ア 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・

ラジオ等により確認することを心掛ける。

イ 身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難する。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努める。

(ア) 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

- a 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
- b 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
- c ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- d 大粒の雨やひょうが降り出す

(イ) 発生時に屋内にいる場合

- a 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く
- b 雨戸・シャッターを閉める
- c 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する
- d 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る

(ウ) 発生時に屋外にいる場合

- a 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない
- b 橋や陸橋の下に行かない
- c 近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る
- d 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険

## 5. 農作物等の気象災害予防対策

### (1) 水害対策

ア 水害が予想されるときは、河川の堤防の補強、土俵の配置、あるいは臨時の堤防を築く等の他、ポンプ排水やダム放流等を行い、洪水の調節に努める。

イ 溝を補修して水はけをよくしておくこと、排水のための準備、避難の準備をしておく。

ウ 気象条件等から必要な対策を的確に実施するため、基幹的な排水施設について事前に運転を行う。

### (2) 風害対策

#### ア 防風林の設置

##### (ア) 設置場所

通年的に平地ではない北方（冬季の季節風）や南西又は南東方（暴風雨、台風対策のため）、傾斜地では山背風の流入を防ぐために設置するが、両側面に設置すればより効果的である。

##### (イ) 幅員及び樹高

通常 20～30mが望ましい。樹高は一般に高い方が防風効果も高い。

##### (ウ) 樹種と選定条件

防風林用の樹種としては、その土地に適し、成長が早く枝条や葉が密生する樹種、耐風性がある他に耐寒性等の伴う樹種が望ましい。

最適＝スギ、サワラ、ヒノキ、カシ類、イヌマキ、クロマツ、アカマツ

適＝クス、タブ、ツバキ、クヌギ、シイ類、サンゴジュ

#### イ 防風垣の設置

(ア) 果樹園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を細分して囲う必要がある。なお栽植果樹に接近するので、養水分の競合を起こさせない樹種を選ぶこと。

(イ) 幅員及び高さ

1列植とし1～1.5m幅で高さは一定しないが3～9m位とする。なお、下葉の枯上りを防ぐため栽植距離その他管理に万全をつくすこと。

#### ウ 多目的防災網の設置

果樹は、風害対策として、防風林やネットを設置してきたが、最近では、風だけでなく、降雹、害虫、鳥などを防ぐ多目的に利用できる多目的防災網が開発され、普及しつつある。

この多目的防災網を的確に使用することで、ナシ等の果樹の風害等の被害を未然に防ぐことが可能となる。

強風害及び降雹（こうひょう）を伴う強風害を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。

## 6. 河川流量等の観測

### (1) 町内の雨量・水位観測施設の現況

#### ■ 千葉県水防テレメータ一観測所

種類	河川名	観測所名	位置	備考
雨量観測所	—	上之郷	睦沢町上之郷 1654-1	
水位観測所	瑞沢川	寺崎	睦沢町大字寺崎下羽相沢 833-1	
	一宮川	金田	睦沢町川島字磨流 1372-2	
	瑞沢川	調節池（内）	睦沢町大谷木 606	
	瑞沢川	調節池（外）	睦沢町大谷木 606	

### (2) 実施計画

町は、異常水位の連絡を受けたときの連絡体制や活動体制を整備しておくものとする。

## 第2節 活動体制の整備

### ● 計画方針

町は防災関係機関と協力し、災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施するための備えを行っていくものとする。

### 第1 災害活動体制の整備

#### 1. 現況

災害時は、災害対策本部が設置され、その指揮下に町職員による事務局及び実施部が活動する体制が整っている。この他、消防機関は常備消防として、長生郡市広域市町村圏組合南消防署佐貫分署、非常備消防として広域消防団第5支団が設置され、地域においては自衛消防隊が組織化されている。

各組織の防災体制の整備とともに円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

#### 2. 実施計画

##### (1) 活動体制の見直し

町の組織機構や災害素因の変化及び住民生活の実状に応じて、災害時の活動体制を見直していく。

また、災害発生時の初動活動班に係る町役場組織機構及び分掌事務の変更、班員の住所変更等で初動活動に支障が考えられる場合、班構成についても同様に随時見直しを行う。

##### (2) 初動体制確立への備え

町長はあらかじめ緊急防災要員を指名するとともに、職員の参集基準を明確にし、初動マニュアル等の作成・配付により、その周知徹底を図るものとする。

##### (3) 相互協力体制の整備

町は、平常時から各種協定に基づく広域応援が円滑に行われるよう、体制の整備と施設・設備の充実に努めるものとする。

[資料6 災害時における関係機関との覚書②]

##### (4) 防災活動拠点の整備

町は、災害応急活動の中核拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努めるものとする。

### 第2 情報の収集・連絡体制の整備

災害時の情報通信体制を確実なものとするため、無線通信、有線通信及び災害時優先電話の3種により整備する。

#### 1. 現況

##### (1) 無線通信施設

無線通信施設の概況は次のとおりである。

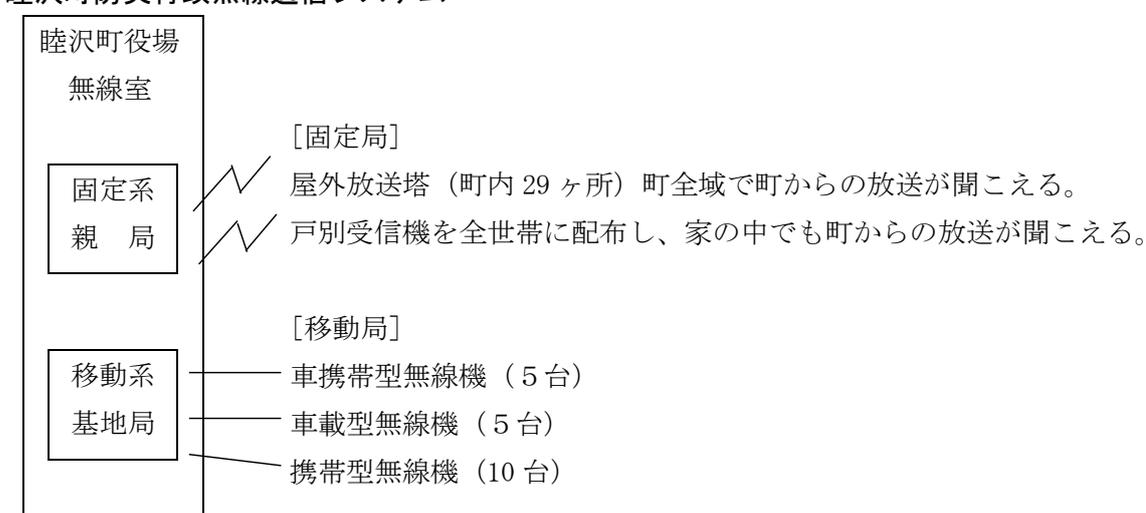
■ 無線通信施設

	内 容
県	千葉県防災行政無線
町	睦沢町防災行政無線
消防本部	消防無線
警察署	警察無線

ア 町内の無線通信設備

現在、町内 29 ヶ所に屋外放送塔が設置されており、また、各戸に戸別受信機が設置され町全域で町からの放送が聞こえるように整備されている。今後ともこれらの施設の維持管理に努める。また今後の宅地化の状況により、設置箇所を見直していく。

■ 睦沢町防災行政無線通信システム



〔資料7 関連条例⑥⑦⑧〕

(2) 有線通信施設

有線通信は次のとおりとする。

- ア 電話・ファクシミリ通信
- イ インターネット・SNS

災害時に防災関係機関や民間等の協力機関に応援・協力要請を迅速かつ的確に行うための応援・協力要請先名簿を作成する。また、災害時の情報を優先的に掲載するなど、インターネット運営事業者等との協力体制を確立しておく。

(3) 災害時優先電話

一般有線電話のふくそう又は通話不能の場合は、災害時優先電話により通話を行う。このため、既設の電話番号を東日本電信電話株式会社に登録し、「災害時優先電話」の設定を行う。

なお、災害時優先電話番号は次のとおりである。

■ 災害時優先電話

設置場所	電話番号
睦沢町役場（総務班）	0475-44-2500
	44-2501
睦沢小学校	44-0009
旧瑞沢小学校	—
睦沢中学校	44-0019
睦沢こども園	44-0050
町営ガス睦沢供給所	44-1611

2. 情報通信設備の耐震化

町又は防災関係機関の情報通信設備設置者は、その耐震化対策を充分に行い、災害時の機能確保に努める。

施設の耐震化対策は次のとおりである。

- (1) 通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等によるバックアップ化の推進
- (2) バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等による非常用電源の確保
- (3) 通信設備全体の耐震化・免震化

3. その他無線通信の確保

- (1) アマチュア無線の確保

災害発生時におけるアマチュア無線活動を活用するため、あらかじめアマチュア無線局の開設者を把握する。

- (2) 民間の無線施設の活用

県、町及びその他防災関係機関等の無線が災害により使用が困難な場合を想定して、民間の無線を活用できるよう、平常時より協力体制の整備に努める。

■ 主な民間の無線施設

機 関	内 容
東京電力(株)	東京電力通信施設
タクシー会社	タクシー無線
運送業者	業務用無線

4. 千葉県防災情報システムの活用

千葉県防災情報システムは、災害時における県と市町村間での情報処理の迅速化、共有化及び気象情報の収集機能を備えており、様々な情報の収集・伝達・報告にあたっては、これらの活用を図る。

5. 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用

町は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地震等の緊急情報を受信したときは、直ちに防災関係機関及び住民にその内容を伝達する。

6. 緊急地震速報受信システムの活用

緊急地震速報は、震源からの距離によって、地震の揺れが起こる数秒から数十秒前に事前に知らせることが可能となるため、緊急地震速報受信システムを活用する。

### 第3 避難収容体制の整備

#### 1. 現状と課題

避難に供する施設として、町では災害の状況に応じて広域避難場所を9ヶ所、自主防災組織避難場所を17ヶ所、協定一時避難場所を5ヶ所指定している。（「第3章災害応急対策計画（震災対策編）第3節避難対策」参照）また、避難場所に隣接する施設を避難所とする。

避難所として指定された建築物には、災害時における避難生活を確保するための施設の整備に努める。

今後、必要に応じて避難場所・避難所の見直しを行うとともに、一定の基準に達している避難場所・避難所については、指定緊急避難場所・所として指定を行うものとする。

#### 2. 実施計画

##### (1) 避難場所、避難所の指定

避難場所・避難所について、その安全性及び機能性等の整備・充実を図るとともに、災害発生時に住民が速やかに避難できるように、避難場所・避難所の住民への周知徹底を図る。

##### (2) 避難場所・避難所の整備・充実

###### ア 避難場所の整備・充実

避難場所周辺の道路について、各種の道路整備事業の機会を捉え、歩道の確保等、防災的観点からの整備を図る。

###### イ 避難所の整備・充実

(ア) 安全性について、各避難所とも防災性の点検を行い、必要がある施設については整備を推進する。

(イ) 機能性について、避難所としての利用を勘案したトイレ・通信施設等の整備のほか、災害時要援護者に配慮した障害者用トイレやスロープの整備を図る。また、耐震性貯水槽、仮設トイレ及び応急生活用品等の整備・備蓄を図る。

(ウ) 施設の建て替え、増改築時には、安全性、機能性及び収容性等に配慮する。

新たな公共施設が建築・整備された場合には、避難所としての利用可能性及び指定について、適宜検討を行うものとする。

(エ) 学校・こども園を避難所として指定する場合は、あらかじめ使用場所についての優先順位等の必要な事項を学校長・こども園長と協議しておくものとする。

(オ) 町が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。

(カ) その他避難所における生活環境の整備については、「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針」によって整備を進める。

##### (3) 避難場所・避難所の広報

避難場所・避難所の指定を行った町は、次の事項につき、広報むつざわや防災マップ等により地域住民に対し周知徹底を図るとともに、避難場所や避難路沿い等に住民にわかりやすいよう案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

- ア 避難場所の名称
- イ 避難場所の所在位置
- ウ 避難場所への経路
- エ その他必要な事項

(4) 防災上重要な施設の管理者の対応

診療所、学校・こども園、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、町長が避難の勧告又は指示を行った場合には、これら施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。

(5) 災害時要援護者対策

- ア こども園・小・中学校等保護を必要とする児童・生徒・園児等がいる学校・こども園等においては、児童・生徒・園児等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。
- イ 医療施設等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

(6) 指定緊急避難場所の指定

地域の状況を勘案し、「洪水」「がけ崩れ」「土石流」「地すべり」等の被害想定区域を考慮に入れた指定緊急避難場所の指定を行なう。

ア 指定緊急避難場所の指定基準

(ア) 指定緊急避難場所として指定することとなる施設・場所が、災害の危険が及ぶことが想定される区域（以下「災害想定区域」という。）の外にあること。ただし、指定緊急避難場所として指定することとなる施設が、災害想定区域の内にある場合は、その施設が、災害に対して安全上支障がないと認められる構造を持つものであること。

(イ) 災害が発生した場合において、指定緊急避難場所として指定することとなる施設・場所が住民等に開放されること。

(7) 指定避難所の指定

地域の状況を勘案し、「洪水」「がけ崩れ」「土石流」「地すべり」等の被害想定区域を考慮に入れた指定避難所の指定を行なう。

- ア 被災者の保護を行なうために必要となる適切な規模を有するものであること。被災者の生活の場となることを踏まえ、当該避難所での受入れが見込まれる被災者の数に対し、十分な面積を有すること。
- イ 被災者の適切な保護を行なうことが可能な構造及び設備を有するものであること。建築基準法、消防法等の関連法規に定める基準を満たすこと。
- ウ 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。避難所

入所者だけでなく、在宅で避難生活を送る者に対しても、物資の供給等の必要な支援を講じる際の拠点となり得ること。

## 第4 医療、救護活動体制の整備

災害時には、同時に多数の負傷者が発生することが予想される。こうした事態に対処するため、医療機関との協力体制や負傷者搬送体制の確立等応急医療体制の整備を図る。

### 1. 現況

町内の医療機関の現況は次表のとおりである。なお、長生郡市広域市町村圏組合では、長生病院を地域医療の拠点として整備している。

#### ■ 町内の医療機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
睦沢診療所	上市場 1504	44-2236
睦沢歯科医院	下之郷 2103-1	44-2193
くが歯科医院	上市場 924	44-2580

また、県では、災害時における広域的な地域医療の拠点として、二次保健医療圏に2か所程度災害拠点病院を確保しており、睦沢町を含む山武長生夷隅医療圏では、次の病院が指定されている。

#### ■ 災害拠点病院（山武長生夷隅医療圏）

区 分	名 称
地域災害拠点病院	東千葉メディカルセンター

### 2. 実施計画

#### (1) 医療体制の整備

##### ア 応急医療体制

町は、災害時に備えて、県、医師会、関係機関の協力のもと応急医療体制に必要な組織体制の整備に努める。

[資料6 災害時における関係機関との覚書①]

##### イ 後方医療体制

災害による多数の負傷者の発生に対して、迅速かつ的確な救命医療が行われるよう、町内及び周辺地域の収容医療機関のネットワーク化を図る。

##### ウ 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請

町は、災害拠点病院等が行う、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請方法について、整理しておく。

#### (2) 医薬品等の確保

災害時に必要な医薬品等については、医師会、薬剤師会及び関係機関と連携して備蓄に努める。

## 第5 業務継続計画（BCP）の整備

町は、大規模地震等が発生した場合においても、町民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図ると同時に、行政サービスの提供を維持する必要がある。

このため、睦沢町業務継続計画〔震災編（BCP）〕の策定に取り組むこととし、迅速かつ的確な応急対策を講じつつ、災害発生時に行政機能を確保するため、予め、優先して実施すべき業務を特定するとともに、職員の配備体制や応援体制を定める。

## 第6 消防活動体制の整備

### 1. 現況と課題

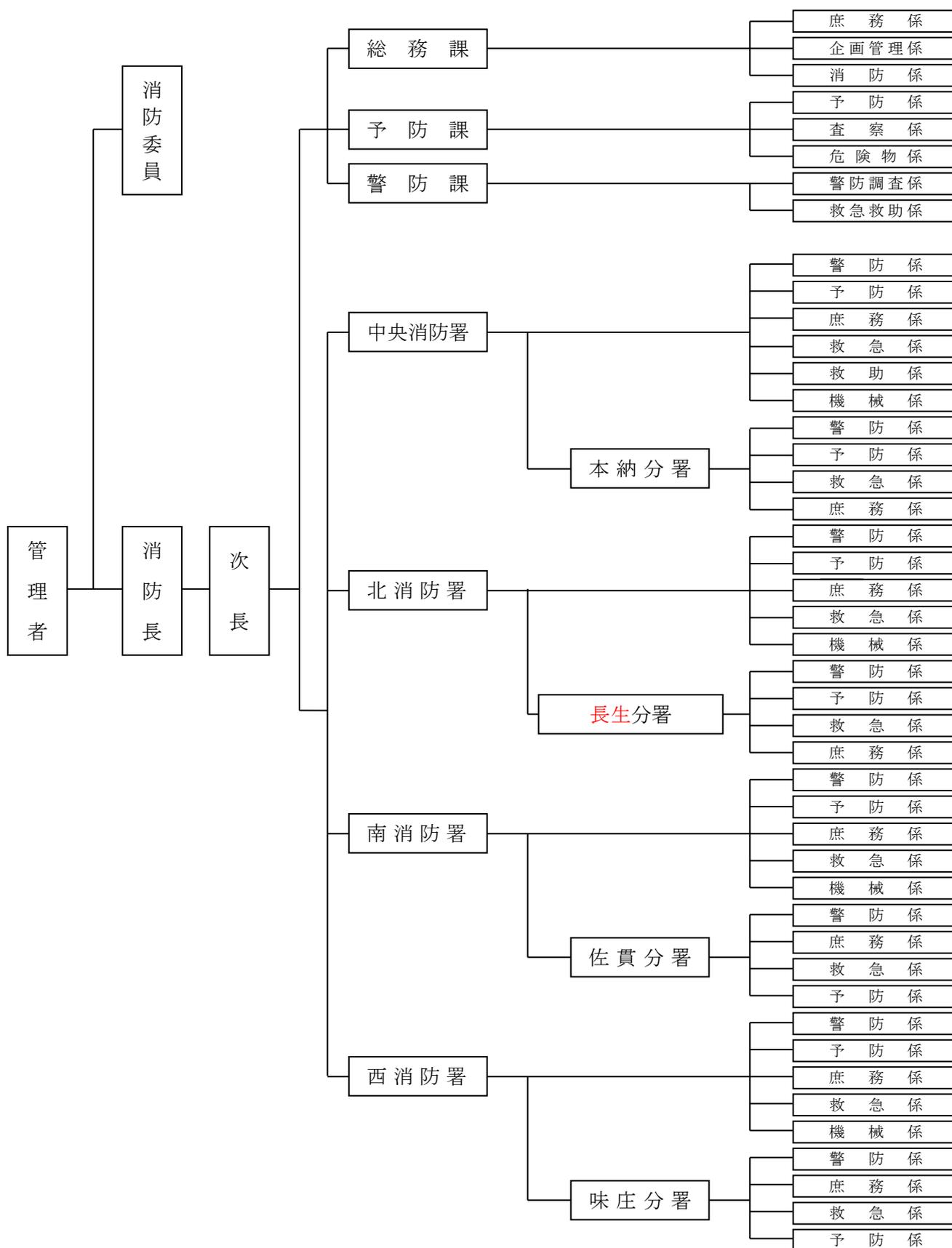
本町の消防組織及び施設は以下のとおりである。

今後は、消防の人員、施設等について、「消防力の基準」（昭和36年消防庁告示第2号）と「消防水利の基準」（昭和39年消防庁告示第7号）並びに睦沢町の地域特性を考慮し、総合的に消防力等の増強を図っていく必要がある。

また、緊急消防援助隊については、長生郡市広域市町村圏組合の計画に基づき整備を図るものとする。

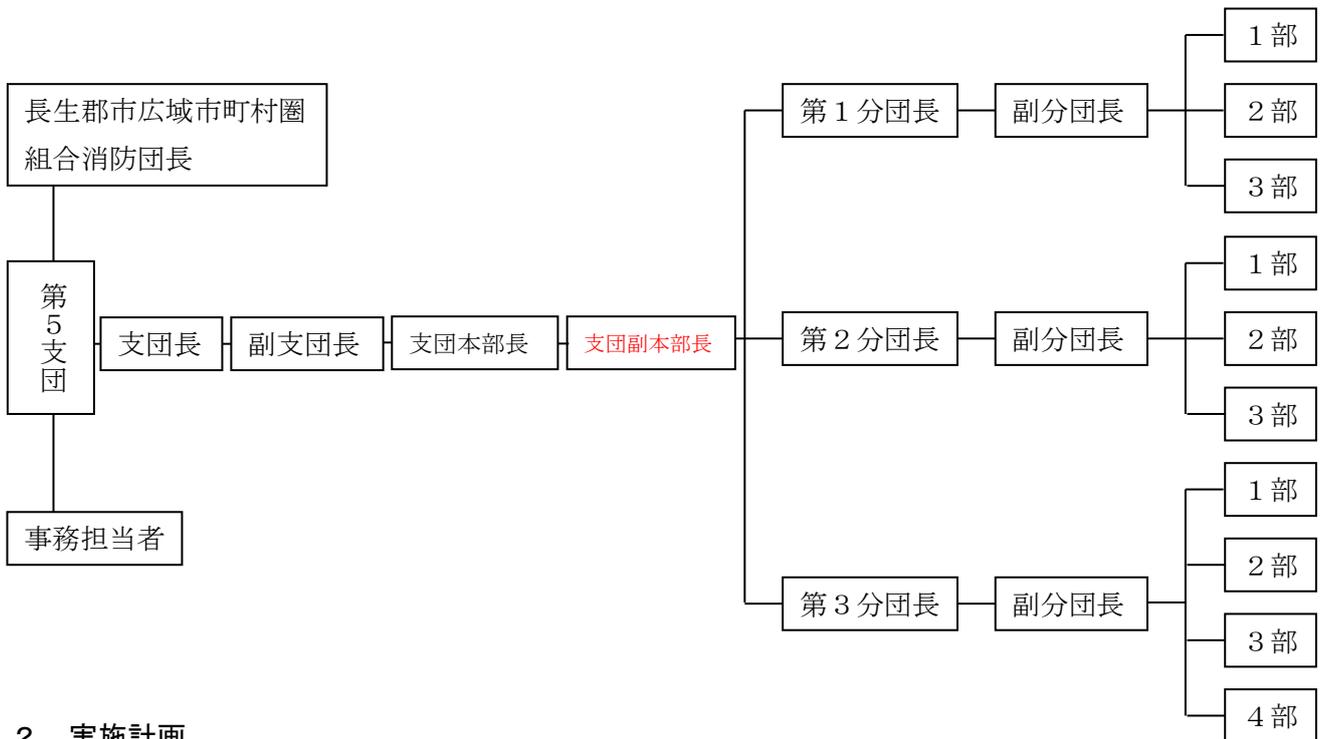
(1) 常備消防（長生郡市広域市町村圏組合消防本部）

■ 広域消防本部組織図



(2) 非常備消防（広域消防団第5支団）

■ 消防団組織



2. 実施計画

(1) 常備消防の強化

町は、消防力を地震時においても最大限活用するため、震災の態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、今後とも都市構造、災害態様の変化に応じた適正な消防力の強化を図っていく。

本町内における常備消防が保有する資機材等は、資料編資料1のとおりである。

[資料1 消防機関が保有する資機材等の情報①]

(2) 消防団の強化

消防団は、震災時に常備消防を補完して消火活動を行うとともに平常時は住民や自主防災組織に対して出火防止、初期消火等の指導を行っていく。

消防団員の確保のため町の留意すべき事項

- ア 消防団に関する住民意識の高揚
- イ 処遇の改善
- ウ 消防団の施設・装備の改善
- エ 女性消防団員の検討等

[資料1 消防機関が保有する資機材等の情報④]

(3) 消防関連等施設の整備

災害時等の消防力の強化を図るため、消防関連施設等の安全点検を実施する。

また、社会変化の状況に的確に対応するため、防災用資機材の備蓄品目、数量等の見直しを行う。

[資料1 消防機関が保有する資機材等の情報③⑤]

[資料7 関連条例⑬]

## (4) 消防車両等の整備

消防施設の整備については、消防施設強化促進法に基づき、消防車両、消防機械等の整備充実に努める。

また、併せて震災時の活用ができる可搬式ポンプ、水槽車等の整備を進める。

[資料1 消防機関が保有する資機材等の情報②]

## (5) 消防水利の整備

耐震性防火水槽の設置や河川、プール等の利用による水利の整備を図っていくとともに、既存の消防水利の耐震性の確保に努める。

[資料1 消防機関が保有する資機材等の情報⑥]

## (6) 消防資機材の点検整備

消防資機材の点検整備は、その時期、点検者、点検対象種目、点検後の措置等について定める管理規定等に基づき行うものとする。

## (7) 広域応援体制の整備

大規模災害時に相互に応援活動を行うため、千葉県広域消防相互応援協定書、千葉県消防広域応援基本計画、大規模特殊災害時における広域航空消防応援等の応援要請の手続きについてあらかじめ整理しておく。

## (8) 初期消防力の強化

火災による被害を最小限に止めるため、長生郡市広域市町村圏組合消防本部と連携し、出火の防止、家庭における初期消火並びに地域及び事業所における初期消火体制の確立などの普及啓発に努める。

## ア 一般家庭に対する指導

出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭に次の事項の知識の普及に努める。

- (ア) 耐震自動消火装置付き火器設備、器具及びガス漏れ警報機等の安全な機器の普及
- (イ) 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底
- (ウ) 火を使う場所の不燃化及び整理整頓
- (エ) カーテン等防災製品の普及
- (オ) 消火器具、風呂水のくみ置き等消火準備の徹底
- (カ) 住宅用火災警報器の設置促進

## イ 事業所に対する指導

多数の者が利用する学校・こども園、医療施設等の施設については、防火管理者を必ず選任させ、自衛消防に関する組織、防災対策等も含んだ消防計画を作成するよう指導する。

また、長生郡市広域市町村圏組合消防本部は予防査察を実施し、消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、対象物に対する防火体制を推進する。

## 第7 緊急輸送体制の整備

### 1. 実施計画

(1) 町は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等及びそれらの燃料等の調達先及び物資等の一時保管場所等を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保する。また、災害に的確に対応していくため、上空からの救助、災害状況の把握、救急患者の高次医療機関への搬送など、ヘリコプターを活用した広域的かつ機動的な航空防災活動のための環境整備に努める。

#### ■ 物資等の一時保管場所予定地

施設名称	所在地	電話番号	備考
睦沢町総合運動公園多目的広場	上之郷 1565	0475-44-1565	広域避難場所隣接
むつざわスマートウェルネスタウン・道の駅・つどいの郷	森 2-1	0475-36-7400	広域避難場所

#### (2) 緊急通行車両の事前届出

事前届出は、緊急通行者両等の概数をあらかじめ把握するとともに、災害発生時における緊急通行車両等の確認事務の省力化及び効率化を図るため、緊急通行車両として使用されるもの該当するかどうかの審査を事前に行っている。

本町における緊急車両等の現状は、資料編資料2のとおりである。

##### ア 事前届出手続き

##### (ア) 申請者

事前届出の申請者は、緊急通行（輸送）業務の実施について責任を有する者とする。

##### (イ) 申請先

茂原警察署長又は交通規制課長を経由し、公安委員会に申請するものとする。

##### (ウ) 申請書類

緊急通行車両等事前届出書（別記第1号様式）2通に、当該車両を使用して行う業務の内容を証する協定書等の書類（協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）を添えて行うものとする。

##### (エ) 届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、緊急通行車両等事前届出済証（別記第1号様式）（以下「届出済証」）が交付される。

[資料2 町有車両等の情報]

#### (3) ヘリコプター離着陸場の整備

ヘリコプターを消防防災活動に有効に活用するために、臨時的に離着陸する飛行場以外の離着陸場（場外離着陸場）が必要であることから、活動に適した場所を整備する。

#### ■ ヘリコプター離着陸場予定地

施設名称	所在地		電話番号	備考
	地名・地番	座標		
睦沢町総合運動公園野球場	上之郷 1565	N 35° 21' 28"	0475-44-1565	広域避難場所隣接
		E 140° 19' 00"		
むつざわスマートウェルネスタウン・道の駅・つどいの郷	森 2-1	N 35° 21' 11"	0475-36-7400	広域避難場所
		E 140° 18' 09"		

地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護 措置用  緊急通行車両等事前届出書  千葉県公安委員会 様  申請者住所 (電話) 氏名 印  年 月 日		地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護 措置用  緊急通行車両等事前届出済証  左記のとおり事前届出を受けたことを証する  年 月 日  千葉県公安委員会 印	
自動車登録番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名を記載)		(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、高速道路交通警察隊本部、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を紛失し、汚損し、若しくは破損した場合には、千葉県公安委員会 (警察署又は警察本部交通規制課経由) に届け出てください。 3 次に該当するときは、この届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき	
使用者	住所		
	氏名	( ) 局 番	
出発地			
備考			

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。  
 2 緊急輸送の場合は、輸送人員を ( ) に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

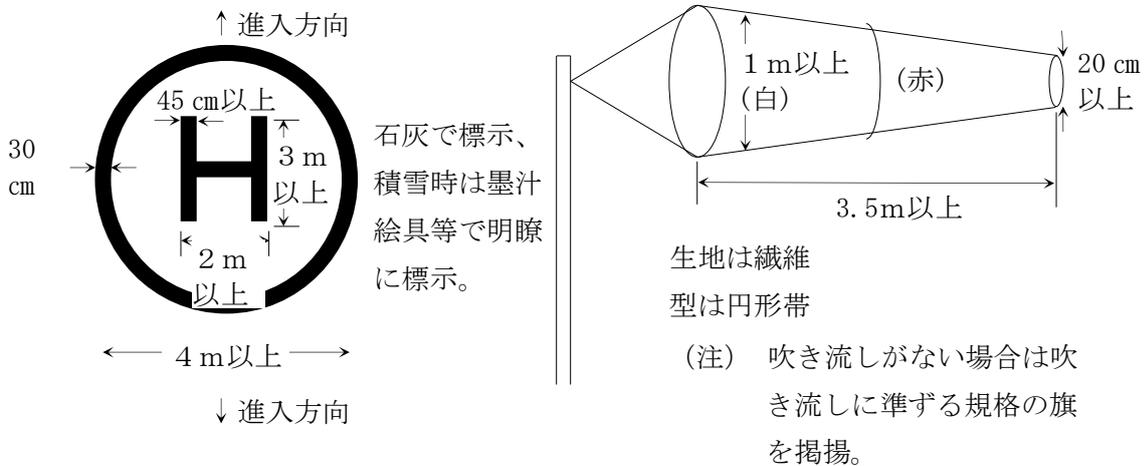
（4）場外離着陸場の危険予防措置

ア 場外離着陸地点及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

イ 表土が砂塵の発生しやすいところでは、ヘリコプターの進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

あわせて、着陸地点には、次の基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。また、状況に応じ緊急発煙筒により着陸地点の識別を容易にする。

■ ヘリポート標示の基準



（5）建物識別番号表示

災害時において、応急対策の活動拠点となる庁舎、避難所となる学校・こども園及び救急患者等の搬送先である医療施設などの建物の屋上に特定の番号を表示し、ヘリコプター等の航空機による上空からの建物の識別を容易にすることにより、迅速かつ的確な活動を展開する。

## 第3節 備蓄整備計画

### ● 計画方針

この計画は、大規模災害の発生時における住民の生活を確保し、応急対策活動及び復旧活動を迅速かつ円滑に行うために、平常時から災害対策資機材等の整備に努めるものとする。

### 第1 現況及び課題

災害対策資機材の備蓄については、地域の特性、人口等に応じた備蓄が重要と考えるが、現在の町の備蓄体制は本節 第2 4. のとおりである。

今後、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、町として必要な物資の確保に努めるとともに、災害状況に応じ、町の備蓄に不足が生じた場合は県の備蓄品について応援要請を行うなどの調達体制についても、整備を進める。

### 第2 実施計画

#### 1. 備蓄に関する基本事項

##### (1) 備蓄意識の高揚

各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、町は、家庭等における3日分以上の食料や飲料水、生活必需品を備蓄することなど、住民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。

##### (2) 備蓄・調達体制の整備

町における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、町は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需品等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品などの物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や災害時要援護者・女性の避難生活等に配慮する。

イ 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築などに努める。

ウ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、関係事業者等との協定締結の推進に努める。

エ 災害時において、速やかに資機材・備蓄品の確認・使用ができるようにするため、平常時より町有防災資機材・備蓄品の台帳を作成し、定期的に数量確認・把握を行う。

##### (3) 災害時の物流体制の整備

町は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要が

あるため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者と連携するなどの体制整備に努める。

(4) 民間業者との物資供給協定の締結

物資流通体系が回復した後、安定して物資が供給されるよう、必要に応じて民間業者と物資供給に関する協定を締結するなど、流通在庫備蓄に努める。

〔資料6 災害時における関係機関との覚書⑥⑦⑩〕

(5) 近隣市町村への応援要請

町の備蓄及び町内事業者からの調達で不足が生じる場合は、県もしくは近隣市町村に応援を要請し対処する。

## 2. 食料、飲料水、生活必需品の備蓄及び調達体制の確立

(1) 食料の備蓄・調達

ア 備蓄量

(ア) 家庭

災害発生後、食料が供給されるまでの当座の食料として、世帯構成等に応じた一人当たり最低3日分程度の備蓄に努める。

(イ) 町

住家の被害やライフラインの寸断等により、食料の入手が不可能な被災者に対して速やかに食料の供給ができるよう、備蓄に努める。

イ 備蓄品目

乾パン、アルファ米、缶詰、粉ミルク等を備蓄し、保存期限ごとに更新するものとする。

ウ 食料の調達体制の確立

「食料の供給」（「第3章災害応急対策計画（震災対策編）第5節被災者生活支援」「第5章災害応急対策計画（風水害等対策編）第5節被災者生活支援」参照）に基づく応急対策を円滑に実施するため、町は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資調達に関する契約又は、協定の締結に努めるものとする。

(2) 飲料水の備蓄・調達

ア 飲料水等の備蓄

大規模地震発生時においては、水道管及び貯水池等が破損し、水道が使用できなくなるおそれがあるため、各家庭・企業、町は、平素から飲料水の備蓄に努めるものとする。（一人当たり1日3ℓ最低3日分程度）

現在、本町の役場敷地内及び八坂神社前駐車場(上市場 1349-6)には耐震性貯水槽が整備されている。

### ■ 飲料水兼用耐震性貯水槽

水量 …… 12,500mm×2,600φ （長生郡市広域市町村圏組合水道部）
---

イ 応急給水目標水量

応急給水量は、次の給水量を目標に設定する。

- (ア) 初めの3日間 3ℓ/人日
- (イ) 7日目まで 20ℓ/人日
- (ウ) 14日目まで 100ℓ/人日
- (エ) 15日から28日目まで 250ℓ/人日
- (オ) 29日目以降 通常通水

#### ウ 飲料水等の調達体制の確立

「給水計画」（「第3章災害応急対策計画（震災対策編）第5節被災者生活支援」「第5章災害応急対策計画（風水害対策編）第5節被災者生活支援」参照）に基づく応急対策を円滑に実施するため、町は、飲料水生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて飲料水調達に関する契約又は、協定の締結に努めるものとする。

### (3) 生活必需品等の備蓄・調達

#### ア 生活必需品等の備蓄

大規模地震発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活必需品等の確保が困難になるおそれがあるため、各家庭・企業、町は、平素から生活必需品等の備蓄に努めるものとする。

#### イ 備蓄量等

##### (ア) 備蓄量

各家庭は3日分程度の生活必需品の備蓄に努める。

町は、備蓄対象者数に対し、災害発生直後の1日分程度の備蓄に努める。

##### (イ) 備蓄品目

- a 寝具（就寝に必要な毛布・布団やタオルケット等）
- b 外衣（ジャージ、洋服、作業衣、子供服等）
- c 肌着（男女下着、子供下着等）
- d 身の回り品（タオル、バスタオル、靴下、サンダル、雨具等）
- e 食器、日用品（食器・箸・皿、石鹸、歯みがき、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、紙オムツ、電池等）
- f 非常用飲料水袋
- g その他、応急的に必要な生活必需品

#### ウ 生活必需品の調達体制の確立

「生活必需品供給計画」（「第3章災害応急対策計画（震災対策編）第5節被災者生活支援」「第5章災害応急対策計画（風水害対策編）第5節被災者生活支援」参照）に基づく応急対策を円滑に実施するため、町は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資調達に関する契約又は、協定の締結に努めるものとする。

### 3. 医薬品等医療資機材の備蓄及び調達体制の確立

町は、医療関係機関と協力し、平常時から医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとし、各家庭においても日常から常備薬の個人備蓄を推奨する。また、関係機関と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

#### (1) 備蓄品目

包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等外科的治療に用いる医薬品。

（2）医薬品等の管理

医薬品等医療資機材の備蓄にあたっては、適正な保存期限ごとの更新を行うものとする。

4. 防災用資機材

洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、防災用資機材を整備している。これらの防災用資機材は、地震による堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、がけ崩れ等にも対応できるよう整備に努める。（別に定める防災用資機材台帳による）

## 第4節 土砂災害防止計画

### ● 計画方針

土砂災害等を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に把握し、その土地の災害に対する強さに適した土地利用を行う必要があることから、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して住民の生命、財産の保全に努める。

### 第1 危険箇所の調査把握

土砂災害のおそれがある箇所については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づく警戒区域及び特別警戒区域の指定が県により行われている。県及び国からの情報提供を踏まえ、町内における土砂災害関係情報の一元的な把握と、住民への土砂災害危険箇所等の周知及び緊急時の避難体制の整備に努めるとともに、各種制度の活用による建築物の構造規制、住宅の移転促進等の予防対策を行うものとする。

#### 1. 土砂災害危険箇所の調査把握

土砂災害危険箇所及び土砂災害を被る恐れのある地域をあらかじめ調査し、土砂災害危険箇所の把握に努めるものとする。

#### 2. 土砂災害危険箇所の公表

土砂災害危険箇所をインターネット、土砂災害ハザードマップの作成、広報むつざわ、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現場への標識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、合わせて一般への周知に努めるものとする。

[資料5 土砂災害危険箇所に関する情報②]

[資料8 ハザードマップ①]

#### 3. 土地利用の適正化

安全の確保という観点から、総合的な土地利用の検討と土地利用の適正化の誘導を図る。

### 第2 急傾斜地崩壊対策

#### 1. 区域の指定

町は、崩壊する恐れのある急傾斜地の現状を把握し、県知事に対し指定を要望する。

町内の急傾斜地崩壊危険区域および土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒箇所（急傾斜地の崩壊）の指定状況については、資料編資料5のとおりである。

#### 2. 危険箇所の把握・周知

関係法令に基づき県が指定する土砂災害警戒区域等、並びに町の定める避難所・防災施設等の防災情報について、町民への周知に努める。

また、土砂災害警戒区域等の指定結果を踏まえた土砂災害ハザードマップを作成し、関係地域の住民に周知する。

[資料5 土砂災害危険箇所に関する情報①③]

[資料8 ハザードマップ①]

### 3. 警戒・避難体制の整備

大雨警報発表中において、土砂災害について、より厳重な警戒を呼びかける必要がある場合に、銚子地方气象台と県より提供する土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報を参考に、周辺住民等への周知徹底を図る。

土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他土砂災害防止に必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地崩壊のおそれがある場合の避難地に関する事項等を記載した印刷物の作成及び住民への配布等により、円滑な警戒避難体制の構築に努める。

### 4. 住宅移転の促進等

急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を災害危険区域（建築基準法第39条第1項）として指定し、当該区域内における住宅等の建築制限を行う。

土砂災害防止法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく既存不適格住宅に対して、移転促進のための啓発を行い、がけ地近接等危険住宅移転事業（国土交通省住宅局の事業）、防災のための集団移転促進事業（国土交通省地方振興局の事業）の促進を図る。

### 5. 行為の制限

町は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限防止措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内の居住用建物は、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限の徹底を図る。

### 6. 防止工事の実施

町は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施工することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものについて、県の協力を得ながら順次法面防護工、排水工等の防止工事に努める。

## 第3 土石流対策

一般的に勾配が15°以上あり、溪流中に多量の不安定な土砂がある溪流で、かつ勾配が15°となる地点より上流の面積が広いものが土石流の発生の危険度が高いといわれている。

県は、これらのうち、特に危険性が高く、あるいは人家や公的施設の多いものから順次砂防指定を推進し、その対策を実施していくものとする。

### 1. 実施計画

町は、異常降雨等による土石流災害を未然に防止し、被害を最小限に食い止め、迅速な応急対策が講じられるよう災害が予想される危険区域の巡視を実施するものとする。

### 2. 実施時期

各種警報及び注意報が発令され、土石流危険渓流において災害の発生が予想されるときとする。本町内の土石流危険渓流は資料編資料5のとおりである。

[資料5 土砂災害危険箇所に関する情報④]

[資料8 ハザードマップ①]

## 第4 山地災害対策

### 1. 現 状

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所で、人家又は公共施設に被害を及ぼす恐れのある地区をいう。

こうした箇所を把握するため、県においては「山地災害危険地区調査要領」に基づき山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区の調査を実施している。

本町内の山腹崩壊危険地区は、資料編資料5のとおりである。

### 2. 実施計画

町は、山地災害危険地区のなかで降雨等により崩壊の危険性が高く、早急な復旧、予防対策を必要とする箇所から計画的に治山事業を実施する。

また、県が実施する治山事業計画に協力するとともに、山地災害危険地区については、随時調査点検し、常にその状態を把握する体制を整備する。

[資料5 土砂災害危険箇所に関する情報⑤]

## 第5 造成地災害防止対策

### 1. 災害防止に関する指導・監督

地盤が弱い状態になりやすい造成地において、造成地災害を防止するため、県は、都市計画法及び建築基準法にそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて災害の未然防止を図る。

また、造成後は巡視等による違法開発行為の取締りを行うほか、梅雨時期、台風時期には、巡視を強化し、災害を未然に防止する。

### 2. 災害防止に関する指導基準

宅地開発に伴う開発基準に従い、県は、宅地開発等の開発行為に対して次のような指導を行い、宅地開発等が誘因となる災害を未然に防止する。

#### (1) 災害危険度が高い地区

急傾斜地崩壊危険区域等の災害危険度が高い土地については、原則として開発計画を認めない。

#### (2) 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じて、擁壁の設置等の安全措置を講じる。

#### (3) 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱地盤である場合は、地盤改良を行う。

## 第6 地盤沈下対策

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は、地震水害の増大、建築物、土木建造物等の耐震性の劣化等の可能性があるため、地盤沈下の進行を停止させるよう、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水などについては、県は、必要な規制を行う。

## 第7 ため池等災害対策

老朽化により、降雨、地震等により災害の発生するおそれのある農業用ため池について、町は、県の整備する「農業用ため池台帳」を確認し、改修を必要とするものについて県に要望する。

## 第8 警戒避難体制の整備

### 1. 土砂災害危険箇所の点検

町は県と連携して、台風期及び豪雨等土砂災害の発生が予想される時は、随時にパトロールを実施し、当該箇所での災害発生の徴候についての的確に把握するものとする。

### 2. 警戒・避難・救護等緊急対策に関する体制整備

町は、土砂災害の発生に対し、警戒、避難、救護等が円滑にできるよう、次のような措置により体制の強化を図るものとする。

- (1) 土砂災害危険箇所周辺地域の実情に即した警戒、避難誘導、救護の方法を明確化し、住民への周知徹底を図る。
- (2) 個々の土砂災害危険箇所について、地域の実情に応じた避難場所及び避難路の確保、整備を図るものとする。
- (3) 災害時における指揮命令伝達体制、情報収集伝達体制、及び職員の動員配備体制等の点検整備を図るものとする。
- (4) 自主防災組織の育成に努め、その組織を通じて災害に関する注意報・警報等や避難勧告の伝達、地区の情報収集等の防災活動を行うものとする。
- (5) 孤立する怖れのある地区を把握し、予防措置等の対策を進める。

### 3. 土砂災害警戒情報の整備

県より土砂災害警戒情報を発表された場合は、町は直ちに周辺住民に対し周知徹底するとともに体制の強化を図るものとする。

#### (1) 土砂災害に関する情報の収集

町は、平常時から土砂災害危険箇所や砂防施設等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨が予測される時は、住民、警察、消防団等から土砂災害発生の前兆現象や災害発生等の情報を収集する。

#### (2) 警戒避難体制の整備等

町は、主として以下の項目に留意して土砂災害に対する警戒避難体制を整備する。

ア 町は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するた

めに必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、災害時要援護者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。また、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

イ 町は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、体制の強化を図り、土砂災害発生のおそれがある箇所（降雨により土砂災害発生のおそれが高まった箇所）を特定し、的確に避難準備情報、避難勧告等について発令する。発令する際は、防災行政無線及び電話による伝達を用いる。特に避難準備情報は、災害時要援護者等が避難を開始するための情報であることから、町は、当該要援護者の避難に要する時間を的確に把握するよう努めるものとする。

ウ 町は、土砂災害警戒区域内において災害時要援護者施設が設置されている場合は、当該施設に対し、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の災害時要援護者に対する避難支援体制の確立に努めるものとする。

エ 町は、土砂災害警戒区域の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

## 第9 土砂災害に関する知識の普及

町は県と協力し、住民に対しインターネット、広報むつざわ、パンフレット等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の高揚を図るものとする。

また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、災害発生時における応急対策の迅速・円滑化を図るため、各種防災訓練の実施に努めるものとする。

## 第5節 住民の防災力の向上

### ● 計画方針

住民の防災活動を促進するため、防災教育や防災訓練の実施、自主防災組織の育成・指導、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進に努めるものとする。

### 第1 防災意識の啓発

#### 1. 現況

町では、防災意識の向上のため、パンフレットの発行等をおこなっている。今後も、災害に強い安全な地域社会を形成するためには、一人ひとりが、防火防災意識を向上していくことが重要である。

#### 2. 住民等に対する防災知識の普及

##### (1) 講習会等の開催

町は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

##### (2) 防災知識の啓発

町は、災害時に住民が的確な判断に基づいた行動ができるよう、防災週間や防災とボランティア週間等を通じて、災害についての正しい知識の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。

##### ア 啓発内容

- (ア) 地域防災計画の概要
- (イ) 各種防災関係機関の災害対策
- (ウ) 災害等に関する一般知識
- (エ) 出火の防止及び初期消火の心得
- (オ) 緊急地震速報の活用方法
- (カ) 室内外等における地震発生時の心得
- (キ) ハザードマップ（地震・洪水）
- (ク) 避難路、避難地、避難方法、避難時の心得
- (ケ) 食料、救急用品等非常持ち出し品の準備
- (コ) 災害に関するドライバーの心得
- (サ) 救助救護に関する事項
- (シ) 水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得
- (ス) 学校・こども園施設等の防災対策
- (セ) 災害発生時の緊急初動措置
- (ソ) ライフライン施設の耐震性
- (タ) 建物の耐震対策、家具の固定
- (チ) 災害危険箇所
- (ツ) 自主防災活動の実施
- (テ) 防災訓練の実施

## イ 啓発方法

- (ア) パンフレット、リーフレット、ポスターの作成・配布
- (イ) テレビ・ラジオ局の番組の活用
- (ウ) DVDの製作、貸出
- (エ) インターネット及びSNSの活用
- (オ) 地震体験車（県所有）等による教育設備の活用
- (カ) 広報むつぎわの活用

## (3) 過去の災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

## (4) 家庭における災害時の連絡体制

家庭においては、通勤・通学等により、家族が同じ場所にいない場合、お互いの連絡方法をあらかじめ決めておくよう勧める。

## (5) 報道機関・インターネット運営事業者との協力

報道機関から防災に関する報道に当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力を行う。

また、災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、報道機関・インターネット運営事業者に協力を求め、避難勧告・指示等の情報提供の場の優先利用などに対し協力を依頼する体制づくりを行う。

## 3. 学校・こども園等における防災教育の推進

## (1) 児童・生徒・園児に対する教育

学校・こども園においては、大規模災害にも対処できるように町、その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努めるとともに、災害に関する知識や避難の方法等についての周知徹底を図る。

## (2) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

## 4. 防災要員に対する教育

## (1) 職員に対する防災教育

応急対策を実施する職員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下の様な防災教育・研修に努める。

## ア 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する職員に対しては、現場での活動を示した応急計画（マニュアル）により対策の周知徹底を図る。

## イ 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災関係機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。

## (2) その他の防災関係機関による普及啓発

水道、電力、ガス、通信、道路等に関わる防災関係機関は、それぞれの業務に関する災害対策や利用者等が実施すべき事項等について、利用者等へ普及啓発活動を行う。

(3) その他の災害予防責任者による普及啓発

その他の災害予防責任者においても、災害に対する普及啓発活動を実施する。

## 第2 防災訓練

災害時における防災活動の円滑な実施を期するため、防災関係機関相互及び地域住民との協力体制の確立に重点を置く防災訓練を実施することにより、住民及び事業所の防災意識の高揚を図る。

また、訓練後は評価を行い、課題等を明らかにしてその改善を図る。

### 1. 防災訓練の実施

町は、防災関係機関、自主防災組織、ボランティア団体及び住民等の連携協力のもとに災害対策を中心とした実践的・総合的・広域的な防災訓練を行い、相互の協力体制を緊密にし、災害時における円滑な応急対策の実施を期するものとする。

(1) 実施時期

訓練効果を考慮し、毎年実施する。

(2) 実施場所

町内各地区の可能なかぎり広範な地域又は効果のある場所を選定する。

(3) 訓練種目

ア 災害対策本部設置、運営

イ 交通規制及び交通整理

ウ 避難準備及び避難誘導、避難所の運営

エ 緊急地震速報の防災訓練のシナリオへの活用

オ 救出・救助、救護・応急医療

カ ライフライン復旧

キ 各種火災消火

ク 道路復旧、障害物排除

ケ 緊急物資輸送

コ 無線による被害情報収集伝達

サ 水防訓練

シ 各関係機関の共同連携要領

ス その他地震発生時に起こりうる、あらゆる災害を想定し、本計画に定める応急対策を中心に幅広い種目について訓練を実施する。

## 第3 自主防災組織の整備・育成

災害による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出

救護体制を整備することが必要である。

このため、町は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、地区防災計画の策定を推進するとともに、日頃から災害が発生した場合を想定した訓練の実施などを行う。

## 1. 地域の自主防災組織の育成・指導

### (1) 地域の自主防災組織の育成・指導

自主防災組織は、日ごろ地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校・こども園、地域のボランティア等による防災ネットワークづくりを支援する。

町は、地域の自主防災組織に対し、次のような支援を行う。

- ア 自主防災組織の規約、活動計画等の作成指導
- イ リーダー養成のための講習会等の開催
- ウ 情報伝達訓練、避難訓練の実施指導
- エ その他の自主防災組織の育成、指導に必要な事項

[資料7 関連条例⑨]

### (2) 自主防災組織の編成

ア 自主防災組織は、既存のコミュニティである町内会や自治会等を活用する。

イ 昼間と夜間で人口が異なる地域においては、昼夜間及び休日・平日等においても支障がないように組織を編成する。

### (3) 自主防災組織の活動

自主防災組織の構成員は、活動計画等に基づき、平常時及び災害時においても支障がないように組織を編成する。

#### ア 平常時の活動

- (ア) 災害時要援護者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- (イ) 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- (ウ) 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- (エ) 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- (オ) 地域の災害危険性の把握や避難場所・避難経路の周知等
- (カ) 避難所運営マニュアルの作成

#### イ 災害時の活動

- (ア) 初期消火の実施
- (イ) 情報の収集・伝達
- (ウ) 救出・救護の実施及び協力
- (エ) 集団避難の実施
- (オ) 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- (カ) 災害時要援護者の安全確保等
- (キ) 避難所の運営

（4）地区防災計画の策定推進

町内の一定の地区内の居住者及び事業者（以下「地区居住者等」という。）が「自助」・「共助」の精神に基づき、町等と連携して、自発的に地区における防災活動を促進し、地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じた、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」の策定を推進する。

2. 事業所等の自主防災組織の整備・育成

大規模な災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、町内にある事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防止する上で重要となることから、町内の事業所等の防災組織の育成指導を図る。

（1）多数の人が出入りする施設の防災組織

学校・こども園や不特定多数の人が出入りする病院及び観光施設等の管理者は、災害の防止及び被害の軽減を図るため、防災組織を結成し防災対策を実施するとともに、町が実施する防災関連活動に積極的に協力する。

町は、防火管理者を主体とした自主的な防災組織の育成指導の推進を図る。

（2）危険物施設等の防災組織

危険物施設における予防規定及び防災組織の活動等に対し、必要な助言指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

（3）事業所の防災組織

各事業所は、自主的に防災組織を編成し、事業所における安全を確保するとともに、地域の自主防災組織として位置づけ、地域の安全に積極的に寄与するよう努める。さらに、町が実施する防災関連活動に積極的に協力する。また、町は、事業所と地域が連携できるよう指導や助言を行う。

（4）防災関連活動の内容

事業所等の自主防災組織が行う防災関連活動の主な内容は次のとおりとする。

- ア 防災訓練の実施
- イ 従業員の防災教育
- ウ 火災その他の災害予防対策
- エ 地域の防災活動への協力

第4 ボランティアの育成・確保計画

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、災害救援ボランティアの参加・協力による円滑な災害応急活動の推進を図るため、平常時からのボランティアの育成・確保等を積極的に図る。

ボランティアに関する対応は睦沢町社会福祉協議会が中心となっており、町は連携を取りながら協力体制づくりを進める。

1. 災害救援ボランティアの活動内容

災害救援ボランティアの活動内容は次のとおりとする。

**(1) 一般作業**

- ア 避難所の運営補助
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 救援物資、義援品の配送、仕分け
- エ 高齢者や障害者等災害時要援護者の介護
- オ 被災地の清掃
- カ その他被災地における軽作業

**(2) 専門作業**

- ア 救護所での医療、看護
- イ 建築物の応急危険度判定
- ウ 外国語通訳、情報提供
- エ 被災者への心理治療
- オ 高齢者や障害者等災害時要援護者の看護、情報提供
- カ その他専門的知識、技能を有する活動

**2. 災害救援ボランティア担当窓口の設置**

災害救援ボランティア担当窓口を睦沢町社会福祉協議会に設け、ボランティア希望者からの問い合わせの対応や登録受付等ボランティア活動が円滑に行われるよう活動体制の整備を支援していく。

また、災害救援ボランティア担当窓口は、平常時より千葉県社会福祉協議会と連絡をとり、円滑にボランティア活動が行われるよう情報交換に努める。

〔資料6 災害時における関係機関との覚書⑩〕

**3. 普及・啓発活動の推進**

災害時におけるボランティアに対する住民や企業の関心を高めるため、平常時よりボランティア活動に対する講習会の開催、学校・こども園教育への導入等も検討する。

また、「防災とボランティアの日」（1月17日）及び「防災とボランティア週間」（1月15日～21日）を中心にボランティア知識の普及活動を行い、災害時のボランティア意識の醸成につとめる。

**4. 災害救援ボランティアの活動環境の整備**

災害発生時に、迅速・的確に災害ボランティアセンターが開設できるようあらかじめ設置場所の整備を行うとともに、情報通信手段となる非常用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

**■ 町災害ボランティアセンターの設置予定場所**

むつざわ福祉交流センター
--------------

ただし、被災状況によっては運営できる場所に設置することとする。

**第5 事業所防災体制の強化****1. 防災・防火管理体制の強化**

学校・こども園、病院等の多数の人が出入りする施設について、管理権原者は消防法第8条の規定

により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行うことになっているため、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、雑居ビル等の防災体制については、消防法第8条の2の規定により、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

なお、平成21年6月から、ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模建築物等については、防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施が義務付けられたことから、消防本部は、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

## 2. 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災関係機関のみでは十分な対応が図られないことが考えられる。このため、消防機関は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

また、高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、県は高圧ガス関係保安団体に対し防災活動に関する技術の向上、防災訓練の実施等に関し指導・助言を与え、その育成強化を図る。

## 3. 中小企業の事業継続

経営資源に余裕がなく、震災等の危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

## 第6節 災害時要援護者及び帰宅困難者の災害予防計画

### ● 計画方針

近年の災害では、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者及び身体障害者等災害対応能力の弱い者並びに言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人（以下「災害時要援護者等」という。）が災害の発生時において、被害を受ける場合が多くなっている。このため、町や医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民の協力を得ながら、災害時要援護者等の防災対策を一層積極的に推進していく。

また、大規模災害により公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、大量の帰宅困難者の発生が予想されるため、関係機関との連携・協力体制を確立し、帰宅困難者等対策の推進を図る。

### 第1 在宅の災害時要援護者の対策

#### 1. 災害時要援護者の把握

町は、在宅の高齢者・障害者情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活の自立度、かかりつけ医等）を整理・保管し、高齢者・障害者の所在や介護体制の把握を図る。また、保健所等関係機関との高齢者・障害者情報の共有化等による連携を進める。また、介護を必要とする者の名簿・資料を整理保管しておく。

#### 2. 避難行動要支援者名簿の作成・運用

町は、災害発生時の避難に特に支援を要する者について「避難行動要支援者名簿」を作成する。また、災害発生時に避難行動要支援者名簿の有効に利用し、その避難支援等が適切になされるよう、平常時及び災害発生時それぞれにおいて名簿情報を提供する避難支援等関係者を定め、名簿を提供する。

#### 3. 組織体制の整備

町は、連携して高齢者や障害者等の在宅の災害時要援護者を把握し、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、地域全体で災害時要援護者の避難誘導、情報伝達、救助等の体制づくりに努める。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置付けるものとする。

#### 4. 緊急通報装置等の整備

災害時要援護者の安全を確保するため、災害時要援護者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進するものとする。

#### 5. 避難施設の整備

町は、災害時要援護者に特別な配慮をするための福祉避難所の整備につとめ、災害時に避難所となる公共施設について、段差の解消、スロープの設置等災害時要援護者に配慮した施設整備を進める。

また、関係団体の意見などを参考とし、災害時要援護者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努めるとともに、次の資機材等をあらかじめ避難施設等に配備するように努める。

- (1) トイレ、車椅子、簡易ベット等の障害者・高齢者用備品

(2) 児童遊具、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品、授乳に配慮する設備

## 6. 防災知識の普及・啓発

在宅の高齢者・障害者及びその介護者を対象に、パンフレット、ちらし、防災行動マニュアルを作成し、防災知識の普及・啓発に努め災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努める。

## 7. 避難指示等の情報伝達

在宅の高齢者・障害者等の災害時要援護者について、その状態に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、災害発生時には、速やかに巡回などによる避難指示等の周知を図る。

## 8. 在宅の災害時要援護者の避難計画

国の作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」及び県の作成した「災害時要援護者避難支援の手引き」を参考とし、災害時要援護者避難支援プラン（全体計画・個別計画）の策定に努める。

### (1) 避難誘導

- ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生の恐れのある場所をさけ、安全な経路を選定すること。この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- イ 危険な場所には、表示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置すること。
- ウ 状況により、老幼傷病者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又は船艇等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。
- エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行うこと。
- オ 高齢者、障害者等の災害時要援護者については、その状態に応じた適切な避難誘導を行うとともに、町職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。

### (2) 避難順位

避難誘導は災害時要援護者を優先して行うものとし、優先順位は、概ね次のとおりである。

- ア 介護を要する高齢者及び障害者
- イ 傷病者
- ウ 乳幼児及びその母親・妊婦
- エ 高齢者・障害者
- オ 学童

### (3) 避難後の対応

町は、高齢者や障害者等の災害時要援護者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難場所を確保するとともに、健康状態等の把握に努める。また、緊急入所が可能な社会福祉施設等の整備を図るとともに、平素より入所可能状況等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送、社会福祉施設等への緊急入所を行う。

応急仮設住宅への入所については、高齢者・障害者等の災害時要援護者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討していく。

〔資料7 関連条例⑩〕

#### （4）被災した災害時要援護者等の生活の確保

町及び県は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

ア 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施

イ 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

## 第2 社会福祉施設等における防災対策

### 1. 実施計画

#### （1）施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設そのものの安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

本町内における社会福祉施設・災害時要援護者関連施設は、資料編資料3・4のとおりである。

[資料3 社会福祉施設等の情報]

[資料4 災害時における協定を締結している災害時要援護者関連施設の情報]

#### （2）組織体制の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の様態に応じた支援協力体制の確立に努める。

#### （3）防災協力・防災訓練の実施

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

## 第3 外国人への対応

### 1. 現状及び課題

外国人については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、避難場所や避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生ずるおそれがある。

このため、外国人に配慮した避難場所や避難経路の多言語による表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるよう防災環境づくりに努める必要がある。

### 2. 実施計画

#### （1）外国人の実態事前把握

住民等の協力を得て、外国人の居住状況等の把握に努める。

(2) 情報提供体制等の整備

関係機関、関係団体と連携し、外国語による情報提供など外国人に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備に努める。

また、避難場所覚知看板等についても外国語の付記等外国人に配慮する。

(3) 避難場所における対応

被災直後から、(財)ちば国際コンベンションビューローと連携して日本語の理解が十分でない外国人向けに多言語での災害状況や支援に関する情報の提供を行う。

また、被災地における語学ボランティアの需要状況を基に、派遣先や必要な派遣人員等を被災県等と調整の上、援助を必要としている避難所等へ同財団に登録されている語学ボランティアを派遣する。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国人等の参加推進などを通して、外国人に対する防災知識の普及を図る。

## 第4 帰宅困難者対策

### 1. 帰宅困難者等

災害発生時の外出者のうち、災害の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

### 2. 一斉帰宅の抑制

(1) 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、町は、広報むつざわ、ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

(2) 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要であるため、町は、災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言版、災害用ブロードバンド伝言版（WEB171）、ツイッター・Facebook等のSNSなど、通話に頼らない安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校・こども園など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

(3) 帰宅困難者等への情報提供

事業所、学校・こども園など関係機関において従業員や児童・生徒・園児等を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動を取るためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要であるため、町は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページ、緊急速報メールなどを活用して主体的に提供していく。

#### （4）企業、学校・こども園など関係機関における施設内待機のための対策

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、町は、事業所・学校・こども園など関係機関に対し、従業員等や児童・生徒・園児を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。

また、飲料水、食料、毛布などの備蓄について、事業所は自らの準備に努めることとし、学校・こども園など関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努めることとする。

### 3. 帰宅困難者等の安全確保対策

#### （1）一時滞在施設の確保と周知

町は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。民間施設については、町が当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定する。

また、町は、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

#### （2）事業所、学校・こども園など関係機関における訓練実施の要請

町は、事業所・学校・こども園など関係機関に対し、従業員や顧客、児童・生徒・園児の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

### 4. 帰宅支援対策

町は、町内で店舗を経営する事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションを確保する。

また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、事業者と連携して、ホームページや広報むつざわなどを活用した広報を実施する。

## 第7節 地震災害に対する調査・研究に関する計画

### ● 計画方針

町は、地震及び地震防災に関する調査研究機関との連携を図りながら、地域の自然特性、社会的特性を正確に把握し、震災対策を効果的に推進していくものとする。

### 第1 被害想定・地域危険度調査研究

#### 1. 基礎的調査研究

調査研究の基礎となる、自然条件、社会条件を把握し、町内及び県内で情報の調査、収集することによりデータベース化して情報の利用を図る。

##### (1) 自然条件

自然条件に関しては、次のような項目に関する情報の調査・収集及び活用を図る。

ア 地盤及び地質：ボーリング柱状図 表層地質図

イ 地震観測：県が設置する計測震度計の「千葉県震度情報ネットワークシステム」及び「千葉県防災情報システム」によるネットワーク化の活用

ウ 地形：土地利用条件図

##### (2) 社会条件

社会条件に関しては、次のような項目に関して情報の調査・収集及び活用を図る。

ア ハード面

(ア) 建築物の用途、規模、構造等の現況

(イ) 道路、橋梁、ライフライン施設等公共土木施設の現況

(ウ) ガソリンスタンド等危険物施設の現況

(エ) 耐震性貯水槽等消防水利の現況

イ ソフト面

(ア) 昼夜間人口、災害時要援護者人口の分布

(イ) 住民の防災意識

(ウ) 土地利用状況

##### (3) 災害事例

町内外で発生した震災、風水害、その他の災害による社会的混乱、復旧復興対策等、過去の災害事例に対する調査研究を行い、対策立案に資する。

#### 2. 被害想定・地域危険度調査研究

##### (1) 被害想定の実施

総合的な被害想定調査は、防災対策を具体化するための目標を設定するために有効であり、県が平成19年度に実施した「千葉県地震被害想定調査」を踏まえ、大規模な災害を想定した市街地の地震に対する災害危険度判定調査を実施するよう努める。

また、この調査結果は、防災まちづくり計画の基礎調査とするとともに、これを住民に公表し、防災意識の高揚を図るものとする。

（2）継続的な見直しの実施

被害想定の手法及び結果について、社会状況の変化に応じるため、定期的に見直しを図る。

**3. 災害対策調査・研究**

災害に地域性、時代性があることは明らかであることから、過去の災害経験を基礎として、災害拡大原因、被害軽減方法を調査研究して、災害防止策の向上に努める。

（1）調査研究テーマ

- ア 災害に強いまちづくりの調査研究
- イ 被害軽減のための調査研究
- ウ 防災教育、訓練のための調査研究
- エ 応援、派遣に関する調査研究
- オ 災害情報の収集伝達に関する調査研究
- カ 被災者生活救援のための調査研究
- キ 応急復旧、事後処理のための調査研究
- ク 復興のための調査研究

## 第8節 大規模事故等災害予防計画

### 第1 放射性物質事故予防計画

#### 1. 基本方針

本町は、「緊急時防護措置を準備する区域：UPZ（原子力発電所から概ね30km）」及び「プルーム通過時のヨウ素による甲状腺被ばくを避けるための屋内退避、安定ヨウ素剤服用等の対策を準備する区域：PPZ（原子力発電所から概ね50km）」にも含まれていない。

しかし、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、千葉県最寄りの原子力発電所で原子力緊急事態が発生した場合に備え、住民の心理的動揺や混乱をできるかぎり低くするためには、想定されるすべての事態に対応できるよう対策を講じることとし、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処できるよう万全の体制を整備することが重要となる。

#### 2. 計画において尊重すべき指針

原子力災害対策における専門的・技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力施設等の防災対策について」（平成24年9月一部改訂）を十分に尊重する。

#### 3. 情報の収集・連絡体制等の整備

町は、県と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、あらかじめ情報の収集・連絡体制等を整備する。

#### 4. 災害応急体制の整備

町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、あらかじめ必要な体制の整備を図る。

##### （1）警戒体制をとるために必要な体制等の整備

###### ア 情報収集・連絡活動のために必要な体制の整備

町は、県より特定事象発生の通報等を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備する。

###### イ 災害対策本部体制等の整備

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、県及び防災関係機関等より情報収集を行い、必要に応じて災害対策本部を設置し、応急対策活動を行う。

このため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等について、あらかじめ定めておく。

##### （2）環境放射線モニタリングの利用

町は、県内における放射性物質又は放射線による影響を把握するため、平常時より県が実施している、環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）について協力し、随時モニタリング情報の提供を受ける。

###### ア モニタリング体制等の整備

県は平常時の空間の放射線線量率（以下「空間放射線量」という。）のデータを国と連携して収集し、緊急時における対策の基礎データとするものとする。また、モニタリングポスト等の測定デ

ータについては、ホームページ等で情報を公開するものとする。

町は、空間放射線量について、必要に応じ県が実施するモニタリングに協力する。

#### イ 平常時におけるモニタリング

県は、平常時より、空間放射線量の測定や環境試料・流通食品・水道水中の放射性物質濃度の検査を行い、町は県より随時モニタリング情報の提供を受ける。

### 5. 救助・救急及び緊急被ばく医療体制の整備

原子力災害発生時の被災者等の救急・救助及び緊急被ばく医療活動等に係る活動体制の整備のため、町は県と連携して、地域内外の緊急時対応可能医療機関（緊急疾患と汚染・被ばくを伴う患者の治療を行える施設）を事前に把握するよう努める。

### 6. 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 県と連携し、特定事象発生後の経過に応じて、住民等に提供すべき情報の項目について整理する。
- (2) 的確かつわかりやすい情報を迅速に伝達できるよう、体制等の整備を図る。
- (3) 住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定める。
- (4) 原子力災害の特殊性に鑑み、国及び関係市町村と連携し、高齢者、障害者、外国人などの災害時要援護者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。
- (5) 防災行政無線、広報むつざわ、緊急速報メール、広報車、ホームページ、掲示板、テレビ、ラジオ等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

### 7. 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

町は、県、国及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

なお、防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、外国人などの災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、教育機関においても、防災に関する教育の充実に努める。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力発電所の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること

### 8. 防災訓練等への参加

町は、県が各種原子力防災訓練を実施する場合は、必要に応じ住民の協力を得て、積極的に参加する。

## 第2 大規模火災予防計画

### 1. 火災警報の発表

町長は、火災予防上危険であると認められる気象状況にある場合は、必要に応じて消防法第22条の規定により火災警報を発表する。

町長は、火災警報を発表又は解除した時は、速やかに防災関係機関に周知するとともに、知事に報告しなければならない。

### 2. 消防機関の警戒措置体制の確保

長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、警戒措置体制の確保に努めるものとし、火災警報が発表された場合に行う警戒計画をあらかじめ定めておく。

### 3. 防火対象物の警戒

町長は、防火対象物の警戒措置が十分行われるよう必要に応じて長生郡市広域市町村圏組合消防本部に出動を要請するほか、木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用場等、火災発生危険の大きいもの、あるいは火災が発生した場合、著しく拡大延焼するおそれのある防火対象物、又は文化財等については、防火管理者の協力等により特別な警戒措置がとられるよう、あらかじめ指導協議のうえ、所要の警戒計画を定めておく。

### 4. 消防機関の点検整備と災害時の出動体制

長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、消防機械の点検整備をするとともに、災害時の出動体制を確立するものとし、所要の計画をあらかじめ定めておく。

### 5. 火災発生防止の緊急措置

長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、住民に火災発生防止の啓発を図るため、予防広報計画、特別予防査察実施計画をあらかじめ定めておく。

## 第3 林野火災予防計画

### 1. 林野火災に強い地域づくり

- (1) 町、千葉森林管理事務所及び県は、防火林道、防火森林の整備等を実施する。
- (2) 森林所有者、千葉県森林組合長生事務所等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努める。

### 2. 予防計画

#### (1) 広報宣伝

ア 防災行政無線、広報むつざわ、緊急速報メール、広報車、ホームページ、掲示板、テレビ、ラジオ等を利用し住民の注意を喚起する。

イ こども園、小、中学校の児童・生徒・園児に対して、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等のために、林野火災の予防が大切であることを理解させるための普及指導を行う。

ウ 町及び千葉県森林組合は、山火事予防運動週間中に懸垂幕を設置するなどの各種啓発事業を協力を推進する。

#### (2) 予防施設の設置

## ア すいがら入れの保持

町及び千葉県森林組合は、ハイカー及び林業労働者に携帯用すいがら入れの保持の徹底を図る。

## イ 立看板等の設置

町は、ハイカーの集まる山岳地の売店付近、キャンプ場等の人の集まるところに立看板を設置する。

## (3) 体制の整備

町は、入山者の多い山林を中心に千葉森林管理事務所及び外部委託による巡視を実施する。

## (4) 消火施設の設置

町及び千葉県森林組合は、ドラム缶等を利用し、主な林野に防火水槽を配備する。

## (5) 林野等の整備

## ア 林業経営

林業所有者は、下刈、枝打、除伐等の励行を図り火災の起こりにくい森林の育成に資する。

## イ 林道

町は、火災発生の危険性の高い森林内の林道の整備と維持管理を図る。

## ウ 防火線

町及び森林所有者は、既設の防火線の効果を維持するため、下刈を実施し、防火線の充実を図る。

## 第4 危険物等災害予防計画

石油類等の危険物、高圧ガス等の貯蔵又は取扱いについては、その不備が直ちに災害の原因になりうることや他の原因によって災害を拡大させる要因となることから、関係事業者、長生郡市広域市町村圏組合消防本部及び県は災害発生防止のための対策を積極的に推進する。

### 1. 危険物施設等の安全性の確保

## (1) 危険物施設

危険物施設において、火災や漏えいが発生した場合には、周辺地域への延焼等により多大な被害が生ずるおそれがある。

このため、長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、危険物施設の維持管理や危険物の貯蔵、取扱い基準の遵守等について指導を徹底し、危険物施設からの出火、漏えい等の防止に努める。

また、少量危険物貯蔵取扱所については、長生郡市広域市町村圏組合火災予防条例の規定に基づき指導する。

## ア 町及び県の措置

## (ア) 保安確保の検査及び指導

長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、危険物施設の位置、構造、設備の状況及び危険物の貯蔵、取扱いの方法が消防法令に定められた基準に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要に応じ危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。町は長生郡市広域市町村圏組合消防本部の検査・指導等に協力する。

## (イ) 危険物輸送の安全化

長生郡市広域市町村圏組合消防本部及び茂原警察署は、危険物の移送、運搬車両について常置

場所における立入検査や路上取締りを実施し、標識の掲示、消火器の設置等を徹底するとともに、移動タンク貯蔵所については危険物取扱者の乗車、免状の携帯及び移送に関する基準の遵守、運搬車両については運搬容器、積載方法及び運搬方法の技術上の基準の遵守を徹底するなど、危険物輸送における災害防止に努める。

イ 危険物施設の管理者等の措置

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、施設が消防法令に定められた技術上の基準に適合しているか否かについて定期点検を実施し、基準に適合しない場合は速やかに補修、取替を行うなど、施設の安全確保に努める。

(ア) 自主防災体制の確立

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、予防規程の内容を常に見直し、事業実態に合ったものとするとともに、従業員に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間で相互応援協定を締結し、自衛消防隊の協力体制の確立、防災資機材の確保などに努める。

(イ) 防災資機材の備蓄

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、危険物に応じた消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄の強化に努める。

(2) 学校における毒物劇物対策

学校においては、理科実験等に使用する化学薬品などの毒劇物を所有しており、これらの化学薬品類の漏えいにより、火災や有毒ガスが発生して被害が拡大されるおそれがあるため、次の措置を講じるとともに、取扱要領の作成や管理責任者の選定を行い、化学薬品類の保管の適正化と事故防止に努める。

- ア 化学薬品類の容器及び収納棚等の転倒落下の防止
- イ 容器の破損等による化学薬品類の飛散の防止
- ウ 混合混触発火性物品の近接貯蔵の禁止
- エ 化学薬品類の収納場所の整理整頓及び在庫管理の徹底
- オ 初期消火用資機材の整備

(3) 防災知識の普及

長生郡市広域市町村圏組合消防本部及び事業者等は、危険物安全週間や防災関連行事を通じ、住民に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

その際に、災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。

(4) 再発防止対策の実施

長生郡市広域市町村圏組合消防本部及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施するものとする。

(5) 各種データの整備保存

長生郡市広域市町村圏組合消防本部及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な

所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

(6) 危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面の携帯

輸送事業者は危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

## 2. 危険物等の防除体制の整備

(1) 町及び長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるものとする。

(2) 町及び長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図るものとする。

(3) 町及び長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、防災関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて、応援を求めることができる体制を整備するものとする。

## 3. 防災訓練の充実

応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。

(1) 防災訓練の実施

ア 長生郡市広域市町村圏組合消防本部、茂原警察署は、様々な危険物災害を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

イ 自衛防災組織、長生郡市広域市町村圏組合消防本部、茂原警察署等防災関係機関及び住民等は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

ウ 訓練の際には、災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

ア 自衛防災組織、町及び県が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。

イ 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

## 第5 道路災害予防計画

### 1. 道路交通の安全確保

道路災害の発生防止のためには、道路交通の安全確保が基本であるため、道路管理者はじめ防災関係機関は、道路交通のより一層の安全確保を図り、各施策を実施する。

(1) 道路交通の安全のための情報の充実

ア 気象情報の伝達

道路管理者は、銚子地方気象台による気象等に関する情報を有効に活用するため、体制の整備を図る。

イ 異常現象の発見及び情報提供

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にもその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

ウ 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図る。

(2) 道路施設等の整備

ア 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努める。

イ 道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設等の整備を図る。

ウ 道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

エ 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備を計画的かつ総合的に実施する。

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の把握	道路管理者	<p>管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の欠壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。</p> <p>危険箇所はもとより全ての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時には緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。</p> <p>また、災害の発生する恐れのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。</p>
危険箇所の改修	道路管理者	異常気象時に崩落等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。
	町	土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。

(3) 資機材の管理

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有しておくものとする。

(4) 再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

(5) 各種データの整備保存

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため複製を別途保存するよう努める。

第6 航空災害予防計画

## 1. 防災活動体制の整備

### （1）通信連絡体制の整備

町は、県と航空災害に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、あらかじめ情報の収集・連絡体制等を整備する。

### （2）航空防災体制の強化

航空災害に的確に対応していくため、上空からの救助、災害状況の把握、救急患者の高次医療機関への搬送など、ヘリコプターを活用した広域的かつ機動的な航空防災活動のための環境整備に努める。

### （3）相互応援体制の充実

航空災害時に相互に応援活動を行うため、千葉県広域消防相互応援協定書、千葉県消防広域応援基本計画、大規模特殊災害時における広域航空消防応援等の応援要請の手続きについてあらかじめ整理しておく。

